

平成25年 4月19日 招集

平成25年門真市教育委員会第4回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第4回定例会
平成25年4月19日（金）午後1時30分
第2別館（教育委員会）3階 第1会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会事務局人事について)	1
第4	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について (平成24年度教育補正予算の見積り申出について)	8
第5	議案第13号	門真市立門真市民プラザ条例施行規則の一部改正について	11
第6		諸報告	13

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

平成25年4月19日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成24年度教育補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成24年度教育補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

平成25年4月19日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成24年度教育補正予算見積書

歳入

(款) 寄附金		(項) 寄附金		節	
目	補正前の額	補正額	計	区分(説明)	金額
	千円	千円	千円		千円
総務費寄附金	-	320	320	総務費寄附金 (説明) 文化芸術振興寄附金	320
教育費寄附金	-	1,915	1,915	教育費寄附金 (説明) 教育振興基金寄附金	1,915

(款) 財産収入		(項) 財産運用収入		節	
目	補正前の額	補正額	計	区分(説明)	金額
	千円	千円	千円		千円
利子及び配当金	-	372	372	利子及び配当金 (説明) 文化芸術振興基金利子 教育振興基金利子	372 (370) (2)

歳出

(款)総務費

(項)総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分(説明)	金額
文化芸術振興 基金費	千円 -	千円 691	千円 691	積立金 (説明) 文化芸術振興基金積立金	千円 691

(款)教育費

(項)教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分(説明)	金額
教育振興 基金費	千円 -	千円 1,918	千円 1,918	積立金 (説明) 教育振興基金利子積立金 教育費寄附金積立金	千円 1,918 (2) (1,916)

繰越明許費

款	項	事業名	金額
教育費	保健体育費	市立運動広場運営管理事業	千円 12,494

議案第13号

門真市立門真市民プラザ条例施行規則の一部改正について

門真市立門真市民プラザ条例施行規則（平成24年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年4月19日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市立青少年活動センターの附属設備を加えるにつき、本案を提出するものである。

門真市立門真市民プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

門真市立門真市民プラザ条例施行規則（平成24年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第20条関係）				別表第1（第20条関係）			
門真市立青少年活動センター附属設備利用料金				門真市立青少年活動センター附属設備利用料金			
品目	単位	利用料金		品目	単位	利用料金 (1回につき)	
展示パネル	1枚	1回につき100円		展示パネル	1枚	円 100	
マイク ロフォン	ダイナミック	1本	1回につき300円	マイク ロフォン	ダイナミック	1本	300
	ワイヤレス	1本	1回につき300円		ワイヤレス	1本	300
ギターアンプ	1台	1回につき500円		ギターアンプ	1台	500	
ベースアンプ	1台	1回につき500円		ベースアンプ	1台	500	
電子ピアノ	1台	1回につき1,000円		電子ピアノ	1台	1,000	
ロッカー	1個	1月当たり300円					
備考							
1 <u>ロッカーの利用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割計算する。</u>							
2 <u>利用料金の額に10円未満の端数があるときは、10円に切り上げるものとする。</u>							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成25年度門真市一般会計当初予算について	藤井学校教育部長
2	平成24年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について	山教育総務課長
3	門真市立門真市民プラザの印刷機等の利用に関する要綱の制定について	脊戸地域教育文化課長
4	門真市スクールガード・リーダー設置要綱の制定について	脊戸地域教育文化課長
5	文化会館ふれあいまつりにについて	脊戸地域教育文化課長
6	公民館まつりにについて	脊戸地域教育文化課長